

Gold Standard

詳解 放射線関係法規

坂野 康昌 編著

中世古和真 著

コロナ社

まえがき

診療放射線技師をはじめとする、放射線職種に関係する法律といえば、かつては、診療放射線技師法と放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（旧法の略称では放射線障害防止法）などが列挙されていた。主として前者は診療放射線技師の国家試験に、そして後者は放射線取扱主任者の試験に関与するといった具合であった。確かに過去にはそれで充足されていた時代もあった。

しかし、「今までこれで足りていたから、今後もそれで必要十分であるというわけではない。」と私は考えている。これに反して、「既定の教育時間内での範囲拡充は無理であり、法律家になるわけではないのだから、放射線に関係する条文や試験に出る用語を理解できれば十分である」という保守的な意見が一方にはあることも否定できない。現代社会において放射線を学修する医療系の人財を育成していくためには、複雑化した社会や人間同士の関係を円滑に構築していくために、広汎な法の理解と活用が必要であり、従来型の狭義の理解から広義の理解へと拡充していく必要があると私は考えている。専門性が日々進歩することへの応用として、ネガティブな保守性にならないように、学問領域も自由に開放する必要があると考えてほしい。

関係法規を無機的なものとして学修するのではなく、まず医療に取り組む人財としては「やらないための方便ではなく、どうすればより一層活用できるのかという視点も持って実践すること」が重要である。このために、実社会でも活用できる基本的な部分から、私法と公法を融合的に理解できるようにするため本書を執筆したのである。なぜなら、英文を読み解くのに英単語の理解が不可欠なように、法律の条文並びに内容を読み解くには、事前の専門用語についての取扱作法や基礎知識が不可欠だからである。しかし、これに対応した十分な時間が充当された専門教育がなされてきたのか否かについては、自己の体験からも、はなはだ疑問である。

国家試験対応のみについて考えるならば、こうした主張については一蹴されてしまうかもしれないが、学生にとって重要なことは、大学教育は「考える力」を養う拠点であり、実践力を身につける場でもある。このため、私は実学としての法解釈や関係法規を身につけ、実用することが大いに意義があると力説したい。

国家試験で求められる要素は、特化した知識を持っているかどうかであり、厚生労働省や文部科学省はそれ以上を求めているとの主張が一方にあり、カリキュラムやテキストに十分に反映されていないことがその大きな理由だとの主張もある。

こうした意見も一理あるかもしれない。しかし、国家試験に求められていないということと学問の必要性とは比較する次元が異なる。そもそも大学教育では、もっと自由に専門性と常識

の両方の知識を融合させ、知識不足の間隙を埋めて、実社会で活用できる知識提供と訓練とをすべきであると私は考えている。したがって、放射線関係法規の学習の中で、柔軟で的確な判断に活用できるリーガルマインド (legal mind) を少しでも身につけることで、専門職としての考え方や放射線マネジメントの拡充を図ることができるはずである。

さて、各種の法文の中で使用される用語は、一般人が理解している通常用語とは意味内容が全く異なる場合が多くある。社会の中で実用するためには、用語を単純に暗記するだけでは足りず、例えば、「取消」や「無効」などに代表される法律用語の理解では、適用される時期や範囲が全く異なる場合などを、多面的にしっかりと正確に理解した上で、考える習慣を身につけることが必要である。

思うに、人の行為や法人の行為について適用される法律には、専門職のみに関わる法律と盲信していても、刑法や民法など趣旨目的が異なる法律が複合的に関係し、適用される場合が多々ある。複雑な法治社会に生きるわれわれは、初めに基礎知識として法律用語の異同を正確に知ってから、順番に専門分野の法知識との融合した学習を進めるべきであると考えます。

繰り返しになるが、英会話の勉強には正しい英単語の勉強が不可欠であるといえれば理解しやすいと思う。実際の法律の適用に必要とされるような柔軟で的確な判断（リーガルマインドという）の養成も同様であり、こうした学修方式での訓練が、医療環境を含む実社会の問題解決にも有効であると考えます。

法律の作法ともいえる、法律関係性及び解釈の順番についての理解や教育が不足していたことをわれわれは謙虚に反省しなければならない。このため、まず、法律の作法を知り、正確な知識を持ち、そのうえで、これを基礎として考える習慣をつけ、適用範囲や法の趣旨を明確に理解していく必要がある。そこで、従来の放射線関連の法規や法令のテキストに不足していた法の基礎知識を本書の総論に収めたのである。

従来の放射線関連の法令・法規については、各論において重要事項を抜粋して論述する。

各論1においては、診療放射線技師法・診療放射線技師法施行令・診療放射線技師法施行規則・医療法・医療法施行規則・労働安全衛生法・電離放射線障害防止規則・人事院規則について、また各論2においては、原子力基本法・放射性同位元素等の規制に関する法律について主として論述し、放射線取扱主任者試験・診療放射線技師国家試験の二大国家試験について関係する事項を詳細に記載する。

Gold Standard とは、もともと金本位のことであるが、社会の中で人びとが Gold に価値を見出し、価値の基準として取り決めたはずである。法律もまた同様である。法治国家であるわが国においても、人びとは法律の基本価値を認め遵守しているはずである。遵守すべき法律について他人事で、まったく知ることもなく、法遵守の継続だけでは足りない。

本書を Gold Standard とした意義については、与えられたものを鵜呑みにすることなく、法律や規則を通じて、物事の本質を熟慮してほしいという思いからである。

放射線関係法規は、従来の考え方では、医療と放射線のみに関係する法律と考えられてい

た。このため、今までの時代の背景や要請としてはそれで十分であった。しかし現代の放射線に関する取扱いや管理に関係しては、個人や法人さらには、国そのものに対応するなど、権利や義務などについても、より広範な知識を求められるようになり、医療法や原子力基本法を基軸にした法解釈だけではすでに足りなくなっている。

放射線関連の専門職種といえども、組織の一員であり、社会の一員である以上、その環境を取り囲む法律や規則により社会秩序が保持されている以上は、円滑な業務執行のためにも法解釈やリーガルマインドを熟知する必要がある。

2022年2月

著 者

【法律に即応した、本書での決めごと】

条文表記については、正式には、縦書き表記であるが、本書では横書きのため、漢字と算用数字の作法は守りながら、便宜上、第四〇条はこれを、第四十条と記述する。また第一〇一条は第百一条と記述し、第八百八十八条は第八八八条と記述する。

また、民法一二一条の二第3項を民法百二十一条の二3または③のように表記する。通常、実際の条文の中では、第1項は表記されないが、読み誤りのないように、内容により一部では、明記して、区分を明確にするため2項一号などの表記とした。項は算用数字（3，4）または（③，④）を用い、号は漢字（一，二）を用いて表記する。

目 次

総 論

【法理解のための基礎的確認項目】

1. 人（ひと・自然人・法人・者）	2
2. 法律上のひとの権利能力（自然人・法人）（自然人・法人の誕生と死亡）	3
3. もの・物（有体物）	5
4. 権 利 と 義 務	5
5. 能力（権利能力・意思能力・行為能力）	7
6. 物 権 と 債 権	14
7. 法益・保護法益	14
8. 時効（取得時効と消滅時効）	15
9. 構成要件該当性・違法性・責任	16
10. 取消・撤回・無効の意味と効果	17
11. 原状回復義務	18
12. 代理・代理人	18
13. 法 ・ 法 律	20
14. 法のピラミッド	21
15. 法文の読み方	23
16. 法律・法律施行令・施行規則・通達	24
17. 公 法 ・ 私 法	25
18. 各種の関係法規・関係法令（基本法）	25
19. 放 射 線	26
20. 放射性同位元素	27
21. 放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具	29
22. 健 康 診 断	30
23. 管 理 区 域	31
24. 特許・許可・申請・届出（制）	33
25. 放 射 線 施 設	34
26. 使 用 者	34

27. 特定使用者	35
28. 廃棄物施設	35
29. 廃棄業の許可	36
30. 添付書類	36
31. 施設検査	36
32. 定期検査	38
33. 損害の賠償と補償	38
34. 線量限度	39
35. 業（業務）とは	41
36. 医療訴訟（医療過誤訴訟・医療事故訴訟）	42

各論

各論 1	44
1. 放射線の定義	44
1-1 診療放射線技師法（第一条から第三十七条）【抜粋】	47
1-2 医療法・医療法施行規則（重要条文の列記）【抜粋】	58
1-3 人事院規則	83
各論 2	87
2. 用語の定義	87
2-1 原子力基本法（第一章から第九章まで）	92
2-2 放射性同位元素等の規制に関する法律（略称：RI 規制法）	97
2-3 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	101
2-4 放射線同位元素等の規制に関する法律施行規則	104
理解のまとめ	111
参考文献	146
索引	147



総

論

【法理解のための基礎的確認項目】

1. 人（ひと・自然人・法人・者）

日本国憲法（constitution of Japan）第十一条によれば、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」とされる。つまり人の基本的人権（fundamental human rights）について憲法がこれを尊重し、明示しているのである。人とは、法律上では法的人格ともいい、法律関係で特に法律効果の帰属する主体となるもの（帰属主体）を指すのであり、さらに、権利能力の主体である「ひと」は、大きくは自然人（natural person）と法人（legal person）に二分されるのである。

法的な権利能力について考える際に、例えば基本的人権（憲法第十一条）を有する者で自然人（natural person）というものは、すべて人として、生まれながらにして当然に完全な権利能力者として認められる。また、同様に、法人（legal person /corporations/corporate entity）も、原則としてあらゆる法律関係につき権利能力を有し、その法律関係の限りにおいて人である、ということである。

☞ Q：どの時点から人なのか、生まれながらにしてなのか、などを考える。

なお、民法（civil law）第一編第二章の「人」や刑法の殺人罪の「人」などに法人が含まれていないのは、例えば、個人のように犯罪行為の実行犯としての正犯や共犯になり得ないし、殺人の被害者本人にもなり得ないことを考えると性質上当然であると理解できるはずである。

但書^{ただし}などに代表されるように、原則があれば例外もあるのが法令・法規である。例外的な考慮としては、外国人や法人格を有している外国法人についても、権利能力が制限される場合などがある。特定の権利との関係では特別に権利能力を有しない場合があるため注意を要する。また、人を考慮するに際しては、胎児のように母体の中であって、通常は無事出産するまで、未だ人格・法人格を有していないのだが、相続などのような特定の権利との関係では、特別に権利能力を有する場合もある。

者とは、法令では、法律上的人格を有するものをいう、自然人、法人の両者を指す。例、「最高裁判所の指名した者の名簿」（裁判所法第四十条第1項）、「将来これを受ける者の一代に限る」（憲法第十四条第3項）。

（下級裁判所の裁判官の任免） ☞裁判所法

第四十条 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。

② 高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。

③ 第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

憲法
第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
 ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
 ③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

<確認メモ>

2. 法律上のひとの権利能力（自然人・法人）（自然人・法人の誕生と死亡）

社会の中で活躍するひとには自然人と法人がある。自然人とまさに母体から出産した生身の人間のことであり、これに対して、法人とは自然人以外の者であり、例えば会社などのような法律が認めた権利能力を有する者をいう。

法律上の自然人についての誕生と死亡は、権利能力の始期と終期ということになる。誕生が始期 **〔法人は設立登記〕** であり、死亡 **〔法人は解散登記・清算終了〕** が終期である。

1948年12月10日に「世界人権宣言」が採択され、「地球上に生きるすべての人に対する基本的人権の尊重こそが世界の永久平和の基礎である」ということを確認した。特に人間の尊厳を重視すべき医療の現場などに従事する者は、「人とは何か」「権利とは何か」、そして「人権とは何か」を熟慮してもらいたい。

権利能力の始期 民法

民法第三条 私権の享有は、出生に始まる。
 2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

民法第三条第1項により、「私権の享有は出生に始まる」を根拠に自然人は出生により権利能力が認められることとなる。（「出生」の時期について学説は分かれているが、民法上の「出生」については、その時期を明確に判断できることから胎児が母体から全部露出することをいうとする全部露出説が通説である。ただし刑法の通説は、殺人罪と墮胎罪の境界を考慮して、

一部露出説である。自然人においては出生により当然に権利能力が認められるのであって（近代法の権利能力平等原則）、戸籍法上の出生の届出の有無は権利能力の取得に影響しないとされる。また、自然人が主体となり得る権利義務の範囲には、原則として制限はないとされる。

胎児の権利能力

胎児については、不法行為による損害賠償請求、相続、遺贈について、「既に生まれたものとみなす」（民法第七二一条、民法第八八六条、民法第九六五条）ものとされ権利能力が認められる。ただし、この「既に生まれたものとみなす」の解釈について学説は対立しており、従来通説・判例で胎児は出生までは権利能力が認められないものの、胎児が生きて生まれてきたことを条件として権利能力が問題となる時点にまで遡及して（遡^{さかのぼ}って）生じるものとして扱う意味であるとする法定停止条件説（人格遡及説）の立場に立っている（「胎児」の項目の「法学における胎児」の節参照）。また、胎児は父から認知を受ける地位を有する^{民法}（民法第七八三条）。

権利能力の終期

明文の規定はないが、自然人の権利能力の終期は死亡であるとするのが通説である。

法人は清算（清算法人）により解消されていき終期をむかえることになる。

外国人の権利能力

外国人（日本国の国籍を有しない者をいう。）の権利能力には、「法令又は条約に禁止ある場合」があり得る（民法第三条第2項）。その例として、土地に関する権利の享有（外国人土地法第一条）、国家賠償（国家賠償法第六条）などが採用する相互主義に基づく制限や、知的財産権の享有に関する制限（特許法第二十五条、実用新案法第五十五条第3項、意匠法第六十八条第3項、商標法第七十七条第3項など）がある。

第一節 権利能力 ^(民法)

第三条 私権の享有は、出生に始まる。

2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることを認められているもの。法人は法律の規定によってのみ成立する（民法第三十三条）。その本質については、法人擬制説、法人実在説、法人否認説等があり、その設立については、特許主義、許可主義、準則主義、自由設立主義などの立法主義がある。公法人・私法人、公益法人・営利法人、社団法人・財団法人、内国法人・外国法人等に分類される。

3. もの・物（有体物）

明治二十九年（1896年）民法第八十五条で「この法律において「物」とは、有体物をいう。」とされるが、この中で、有体物（thing/object）とは、物理的に空間の一部を占め、形を備えている物とされる。

家や土地などのような動産や不動産といった物理的な物だけではなく、法律上での排他的な支配が可能であれば物と考えて良いと解されているため、電気・熱などのエネルギーも含まれると理解されている。

☞ Q：放射線や電気は物か否かを問う。

☞ 無体財産権：新規の創作に関する権利と営業上の信用に関する権利の総称である。

具体的内容は（1）新規な創作に関する権利（a）著作権、（b）工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、種苗法上の権利、その他（例えば営業秘密））。（2）営業上の信用に関する権利（商標権、商号権、その他（不正競争防止法上の権利））。古くは不動産が財産の中心であったが、近代に至り債権が重要な地位を占めるようになった。そして大量生産時代に入り、第3の財産として無体財産も重要な地位を占めるに至った。

☞ 民法八十五条 この法律において「物」とは有体物をいう。

<確認メモ>

4. 権 利 と 義 務

権利（right）

「権利とは何か」について、さまざまな考え方があり、これまで多くの議論がなされてきたが一般的には、次のように定義できる。

権利とは、人間の社会生活において、たとえば所有者の現に有する利益、買主の物を取得するという利益など、各人に帰属すべき利益を保護するため、法が各人に与えた利益を主張しうる力をいう。

権利とは、一定の利益を自分のために主張し、また、これを享受することができる法律上の能力（法律が一定の者に賦与する力）をいう。

義務 (duty / obligation)

義務とは、法的義務はつねに権利に対応して存在し、法律によって人に課せられる拘束をいう。

義務とは、人がそれぞれの立場に応じて当然しなければならない務め、または、規範により人の内心や行動に課せられる一定の拘束のこと。

義務とは、道徳・法などの規範によって、要求される、しなくてはならない（作為義務）、また、してはならない（不作為義務）こと。

しかし、権利と義務は表裏一体の物であり、その行使については責任を伴う。

憲法第十三条

憲法第十三条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、一人ひとりの人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていくうえで必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障している。

民法

(基本原則) 民法

- 第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
 - 3 権利の濫用は、これを許さない。

<確認メモ>

索引

	【か】				
瑕疵		19	実効線量	84	
管理区域		81, 83, 104	終期	3	
	【き】		取得時効	15	【ふ】
規則		24	守秘義務	49	不法行為
帰属主体		2	照射録	47	府令
義務		6	消滅時効	15	
教育訓練		90, 99	省令	24	【ほ】
業（業務）		41			法益
	【く】		【せ】		放射性同位元素
空气中濃度限度		105	政令	24	放射線
	【け】		線量限度	82	——の定義
健康診断		53, 54, 90, 99, 106	線量の限度	50	放射線業務従事者
原状回復		18			放射線障害予防規程
権利		5	【つ】		放射線治療病室
	【さ】		通達	24	放射線発生装置
債権者		14	【て】		法人
債務者		14	定期検査	38	法律
債務不履行		42	撤回	17	法律施行令
	【し】		【と】		補償
始期		3	等価線量限度	84, 105	【む】
施行規則		24	取消	17	無効
施設検査		37			【め】
自然人		2	【は】		命令
			賠償	38	【も】
			【ひ】		者
			表面密度限度	105	【ゆ】
					有体物

— 著者略歴 —

坂野 康昌（さかの やすあき）

1976年 千葉大学医学部附属診療放射線技師学校卒業
診療放射線技師免許取得
1985年 明治大学法学部法律学科卒業
2012年 首都大学東京大学院博士前期課程修了（放射線科学域専攻）
東京都立荏原病院・広尾病院・駒込病院で放射線技師長，都立病院放射線統括技師長を務め，首都大学東京客員教授，つくば国際大学教授などを歴任
2013年 瑞宝双光章授章
2018年 首都大学東京大学院博士後期課程修了（放射線科学域専攻），博士（放射線学）
2019年 順天堂大学特任教授
現在に至る

中世古 和真（なかぜこ かずま）

2008年 新潟大学医学部保健学科放射線技術科学専攻卒業
2010年 首都大学東京大学院博士前期課程修了（人間健康科学専攻放射線科学系）
2010年 東邦大学医療センター大橋病院勤務
2013年 つくば国際大学助教
2018年 つくば国際大学講師
2020年 順天堂大学講師
現在に至る

Gold Standard 詳解 放射線関係法規

Radiation Laws and Regulations — The Gold Standard

© Yasuaki Sakano, Kazuma Nakazeko 2022

2022年4月28日 初版第1刷発行



検印省略

著者 坂野 康昌
中世古 和真
発行者 株式会社 コロナ社
代表者 牛来真也
印刷所 萩原印刷株式会社
製本所 有限会社 愛千製本所

112-0011 東京都文京区千石 4-46-10

発行所 株式会社 コロナ社

CORONA PUBLISHING CO., LTD.

Tokyo Japan

振替 00140-8-14844・電話 (03)3941-3131 (代)

ホームページ <https://www.coronasha.co.jp>

ISBN 978-4-339-07249-5 C3047 Printed in Japan

(森岡) N



JCOPY <出版者著作権管理機構 委託出版物>

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製・転載は著作権法上での例外を除き禁じられています。購入者以外の第三者による本書の電子データ化及び電子書籍化は、いかなる場合も認めていません。落丁・乱丁はお取替えいたします。